



- 【凡例】**
- 宅地造成等工事規制区域
 - 特定盛土等規制区域
 - 都市計画区域
 - 市街化区域
 - 行政界

・測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 5JHf 268
 ・本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

0 5 10 20 30 km

縮尺: 1:380,000

規制区域図 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域（松山市を除く）